各高齢者施設・住まい 各介護保険事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る要請及び 感染拡大防止対策の徹底について(通知)

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

本県における新型コロナの感染急増に歯止めがかからず、緊急事態宣言の発 令も見込まれる状況となってきました。医療現場では病床のひっ迫具合が深刻 さを増しており、新規感染者の入院先の調整も非常に難しくなっています。

こうした極めて厳しい状況のなか、人の移動や、人と人との接触機会を減らすことで、新規感染者の発生を抑制することが喫緊の課題となっています。

そこで、県では、昨日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部を開催し、 県民の皆さまへの徹底した外出自粛(生活に必要な場合を除く。)の要請に加え、 事業者の皆さまに対して、別添の内容を要請することとしました。

高齢者施設等では依然としてクラスターや感染者が多数発生しており、次の とおり感染防止対策を改めて徹底していただくようお願いします。

- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。
- 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに職員が職場で体調 不良を申出しやすい環境づくりに務めること。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。
- 特に、レクリエーション(カラオケ等)やリハビリテーション等の実施に 当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らし、利 用者同士の距離について、互いに手を伸ばして届く範囲以上の距離を保つ こと。また、定期的に換気を行い、清掃を徹底し、共有物については必要 に応じて消毒を行うこと。併せて声を出す機会を最小化し、マスクを着用 すること。

また、その他の詳細な対策については、「社会福祉施設等の感染防止対策の再確認、徹底について」(令和2年12月7日付け本県通知)に基づき、感染防止対

策の再確認及び徹底を図っていただくようお願いします。

(指定権者への報告により、必要に応じ、緊急的な衛生用品の支給などの支援 につながります。)

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリー
 - → 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策
 - → 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22

【神奈川県ホームページ】

「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ 笹井 (内線 4855)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4857)

在宅サービスグループ 栁沢(内線 4824)